

令和7年3月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

令和7年3月19日、午後1時30分より太子町教育委員会を太子町役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について

令和7年度幼稚園児数・学級数見込みについて

令和7年度学童保育園及び斑鳩保育所の園児児童数見込みについて

第6. 議事

議案第15号 令和7年度太子の教育について

議案第16号 太子町立中学校部活動の地域移行（地域展開）に関する推進計画について

議案第17号 寄附の申出に対する採納の可否について

議案第18号 太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第19号 太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第20号 太子町教育委員会外部評価委員設置要綱の一部改正について

議案第21号 太子町教育委員会補助金交付要綱の一部改正について

議案第22号 区域外就学の承諾に関する専決処理について

議案第23号 区域外就学の承諾について

議案第24号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

議案第25号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第26号 区域外就学の承諾並びに協議について

- 議案第27号 教育委員会管理職人事について  
議案第28号 公立学校教職員の人事内申告について  
議案第29号 県費負担教職員の懲戒の内申について【当日追加提案】

## 第7. その他

### 2. 本日の会議に出席した教育委員

委員	福本	充治
委員	福田	秀樹
委員	杉本	泰代
委員	竹澤	秀代

### 3. 本日の会議に出席した事務局職員

教育長	糸井	香代子
教育次長	福井	照子
管理課長	改野	学由
こどもえがお課長	肥塚	馨
社会教育課長	熊谷	恵之
文化推進課長	森本	麻友
管理課係長	武中	俊明
管理課係長	大上	香織
管理課主査	光藤	雄矢

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださりましてありがとうございます。教育委員の皆様におかれましては、幼稚園修了式にご臨席のうえ告辞を頂戴しましたことお礼申し上げます。

また、委員におかれましては、3月22日の斑鳩保育所修了式へのご出席をお願いします。

ただいまから、令和7年3月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福田委員と竹澤委員にお願いします。

本日の会議録の署名委員は福本委員と杉本委員を指名させていただきます。

よろしく願いいたします。

次に本日予定している議事について、議案第29号を机上配布しておりますが、事務局から追加で提案させていただきます。

また、第22号から第26号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

それでは、非公開とさせていただきます。

続いて、議案第27号、議案第28号議案及び本日提案する第29号議案については、人事案であり、内示前であるため非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

後ほどお諮りする人事案は、まだ公表されておられませんので、情報の取り扱いにはくれぐれもご注意願います。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <3・4・5月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 3・4・5月の行事結果及び行事予定について説明いたしましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

## ●教育長報告

教育長 教育長報告について事務局より説明をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和 6 年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について、③令和 7 年度幼稚園児数・学級数見込みについて、④令和 7 年度学童保育園及び斑鳩保育所の園児児童数見込みについての計 4 件ございます。

はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可について、8 件の届出があります。

1 件目の申請者は、西播磨交響楽団です。  
事業名称は、「第 37 回定期演奏会」です。  
実施日は、令和 7 年 7 月 6 日（日）です。  
実施場所は、赤穂市文化会館ハーモニーホールです。  
子どもから大人までを対象に、オーケストラの生演奏によるクラシック音楽の普及と、西播磨地区のアマチュア演奏家の交流を目的に開催されます。

2 件目の申請者は、ママラボ姫路です。  
事業名称は、「キッズプログラミング体験&マネー講座」です。  
実施日は、令和 7 年 6 月 7 日（土）です。  
実施場所は、龍野商工会議所です。  
プログラミングを通じて子供たちの好奇心と、論理的な思考を育て、大人たちの金融リテラシー向上に寄与し、日本の明るい未来を創造することを目的に開催されます。

3 件目の申請者は、兵庫県保育協会西播磨地区協議会です。  
事業名称は、「兵庫県保育協会西播磨地区協議会 就職フェア 2025」です。  
実施日は、令和 7 年 6 月 1 日（日）です。  
実施場所は、アクリエひめじです。  
保育の職場への就労を希望する学生や一般求職者の就職活動を支援するとともに、保育所・認定こども園の人材確保を図ることを目的とし、西播磨地区の関係団体が合同で就職フェアを開催するものでございます。

4 件目の申請者は、姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体です。  
事業名称は、「未来の聴衆育成プロジェクト vol.7 北村明日人と 10 人の未来のピアニスト」です。  
実施日は、令和 7 年 4 月 4 日（金）です。  
実施場所は、アクリエひめじです。  
地域文化活動の次世代の担い手を育むことを目的に奏者と聴衆双方へのアプローチを行うことを目的に開催されます。

5 件目の申請者は、一般社団法人 龍野青年会議所です。  
事業名称は、「あなたのアイデアがまちをかえる」です。  
実施日は、令和 7 年 11 月 2 日（日）です。  
実施場所は、たつの市立龍野東中学校です。

学生が地域社会の一員として積極的に政治に参与する姿勢を持つことを目的に開催されます。

6 件目の申請者は、まるっとあおいフェス実行委員会です。

事業名称は、「まるっとあおいフェス」です。

実施日は、令和 7 年 4 月 2 日（水）、4 月 5 日（土）です。

実施場所は、2 日にちやのき Café 第 2 駐車場、5 日に太子町総合公園です。

自閉症・発達障害の啓発を目的に開催されます。

7 件目の申請者は、ボランティアグループ ハミングバーズ イン 西播磨です。

事業名称は、「戦争を語り継ぐ講演会と絵画展」です。

実施日は、令和 7 年 4 月 20 日（日）、5 月 30 日（金）です。

実施場所は、たつの市揖保川文化センターです。

平和な世界の実現のためのひとつの方法として、戦争の実態を講演と絵画から知り、語り合うことによって、歴史の学びや国際理解を深めることを目的に開催されます。

8 件目の申請者は、わんこパーティー実行委員会及びはりまキッチンカー協会です。

事業名称は、「わんこパーティー/THE STREETO FOOD」です。

実施日は、令和 7 年 4 月 6 日（日）です。

実施場所は、たつの中川原グラウンドです。

わんこパーティー及びキッチンカー協会のイベントを知ってもらい、地域の魅力アップにつなげることを目的に開催されます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

管理課長 令和 6 年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について報告します。

過去 5 年分の人数を表にしております。

学校ごとにばらつきがありますが、令和 6 年度は全体で 6.91%となっております。

直近 5 年間を見ると全生徒数の 5~6%台で推移しており、令和 4 年度まで減少傾向が続いておりましたが、令和 5 年度から反転し、今年度も増加となりました。

引き続き、必要な世帯に支援が行き渡るよう制度の周知に努めてまいります。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

こどもがお課長 令和 7 年度学童保育園及び斑鳩保育所の園児児童数見込みと、令和 7 年度幼稚園児数・学級数見込みについて、説明申し上げます。

令和 7 年度の幼稚園の入園見込数は 215 人であり、令和 6 年度の 209 人から若干増となっております。

令和 7 年度における龍田幼稚園区の入園予定者について、3 歳児は 0 人でした。

4 歳児は斑鳩幼稚園の 1 人と太田幼稚園の 2 人になりますが、こちらは令和 6 年度から

継続の園児になります。

次に、令和7年度における学童保育園の入園見込数は516人であり、石海小学校の利用希望者が増加したことに伴い、令和6年度の479人から37人の増となっております。石海小学校と協議を行い、プレハブ教室をお借りできるようになりましたので、現在、フロアカーペットや防犯カメラ、照明等の設置工事、冷蔵庫や児童用机といった備品の購入、人員の確保など、4月から4クラスで始動できるよう、開設に向けて準備を進めております。

そのため、令和7年度の学童数は、龍田学童1クラス、斑鳩学童3クラス、太田学童5クラス、石海学童4クラスの計13クラスになります。

続いて、斑鳩保育所について、令和7年度における入所予定者数は105人であり、令和6年度の104人とほぼ同じ人数になります。

ただし、内定数は115人であるため、年度末にかけて徐々に人数が増えていく見込です。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はありませんか。  
各委員 ありません。

## ●議事

教育長 次に、議事に移ります。

議案第15号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第15号「令和7年度太子の教育について」説明いたします。

太子の教育は、第3期「太子町教育振興基本計画」に沿った構成となっております。

家庭、学校園所、地域社会のさらなる連携のもと、町をあげて子どもを育てていくことにより、自他の生命や人権を大切にし、人とつながり、たくましく、心豊かで自立した人づくりを基本理念に策定しているところです。

なお、お配りしている資料の見え消し部分と下線部については、令和6年度からの変更箇所になります。

今回は、大きく変更している箇所を説明いたします。

まず「2 国際化に対応した教育」について、(4)「英語スピーチコンテスト、夏休み小学生英語教室の実施」を追加しています。

次に「8 部活動改革の推進」について、「スポーツ」という文言を「スポーツ・文化活動」に訂正しています。

次に「10 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成」について、(6)「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を削除し、(6)「あそびっ子教室、放課後子ども教室事業等」という具体的な文言に訂正しています。

次に「13 生涯学習・社会教育の振興」について、概要の二段落目に「また、町民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学びあう当事者となり、その宅習成果が地域コミュニティづくり、地域課題の解決を図るための活動に還元されるよう、社会教育を支

える人材の育成、指導者の資質向上を図るとともに、行政、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生に向けた社会教育の振興を図ります。」という文章を追加しております。

次に「14 人権教育の推進」について、概要の「～インターネット上の人権侵害をはじめとして、人権に関わる課題の解決に向け、～」という文言を、「～インターネット上の人権侵害等、人権に関わるあらゆる課題の解決に向け、～」という形に変更しております。

次に「15 文化芸術の振興と文化財の保存・活用」について、改修工事に伴い、(4)「歴史資料館の企画展及び各種講座の開催」を(4)「歴史資料館の各種講座の開催」に変更し、(5)「町内遺跡確認調査」の文言を削除しています。

次に「17 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進」について、(1)「太子町教育支援センター及び校内教育支援センターの設置」に施設名の(みらいえ)を追加し、(1)「太子町教育支援センター(みらいえ)及び校内教育支援センターの設置」という形に変更しております。

次に、「18 開かれた学校園所づくり」について、(4)「小規模校のあり方の検討(小規模特認校の設置等)」を追加しております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はありませんか。

委員 「2 国際化に対応した教育」に新しく追加された(4)「英語スピーチコンテスト、夏休み小学生英語教室の実施」について、もう少し詳しい説明をお願いします。

管理課長 英語スピーチコンテストについては、タブレットを用いて英語スピーチの姿の動画を撮影し、コンテストを行うといったことを企画しております。

小学生の英語教室については、ALT を委託契約の範囲内で夏休み等に活用し、英語教室の開催しようと考えております。

教育長 他にございませんか。

委員 「1 「確かな学力」の育成」の(10)「幼・保・小・中の校種間交流・連携、共通目標の設定」について、以前は「保・幼・小・中」の並びだったかと思いますが、並びの意図と変更理由の説明をお願いします。

管理課長 文部科学省の文書等を参考に「幼保」という表記を統一させ、そこに「小中」の表記を加えることで、この並びにしております。

教育長 他にございませんか。

委員 夏休み小学生英語教室について、対象を1、2年生まで広げることは可能でしょうか。

管理課長 会場の都合もあり、人数は制限させていただきますが、対象年齢を含めて活動の詳細については、これから決めていくこととなります。

教育長 他にございませんか。

委員 「25 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進」について、個人的な意見ではありますが、小学生の早い段階から進めていくことに疑問を感じます。

子どもの感受性への影響や、本当に学力の向上につながっているのか警鐘を鳴らすデータ等も公表され、それに対して一部の保護者から心配する声が上がっています。

実際、諸外国でも積極的に推進していた国が、小学生への推進を抑える方向に動いているほか、ICTの活用を取りやめている私立学校が出始めているなど、教育の情報化を推進するにあたって、その功罪を考える必要があるのではないのでしょうか。

教育長

同様のご意見は、地域の方からも直接、私の方へ届いております。

基本的にICTはツールの一つであり、これに特化した教育を進めるということではございませんが、時代の流れの中でICTを扱えないことは、将来的に不利益を被ることも考えられます。

また、国語科教育充実事業においては、敢えてICTを使わず、1年かけて基本の国語教育に力を入れた結果、効果が出ているため、こうした指導改善にも力を入れております。

教育の情報化と並行して、これまでの教育で大事にしてきた部分が抜け落ちてしまわないよう、バランスを取りながら進めていきたいと考えております。

他にございませんか。

委員

ICT活用に関連して、国語の書き取りの宿題が少ないという声を聞いております。

また、学校外で子どもに教えている立場として見ると、ここ数年、正しい書き順を覚えられていない子どもが増えているように感じます。

国語科教育充実事業においてICTを活用しない取組をされているとのことなので、文字の書き順にも気を使っていただければと思います。

教育長

アプリには、正しい書き順が表示されるようになっておりますが、やはり、日頃の授業によるところが大きいかと思われま。

お聞きしたご意見につきましては、4月の校園所長会でお伝えしたいと思っております。

他にございませんか。

委員

「17 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進」の(3)について、「日本語指導が必要な外国人の子どもたちを支援するため～」とありますが、保護者が課題を抱えている場合も多くあります。

保護者に対する日本語指導がなされなければ、親子間でのコミュニケーションに問題が出てくるのが十分に考えられるため、保護者に対する支援も考えなければならないと感じました。

また、「24 「兵庫の防災教育」の推進」について、県外には、民間ではありますが防災士の資格を教員に取らせている自治体もあります。

災害が起こった際には、リーダーとなって声掛けできるような教員を育成することも必要だと思うので、検討していただければと思います。

管理課長

貴重なご意見を賜りありがとうございます。

今後、検討していきたいと思っております。

教育長

外国人保護者への支援については、県の多文化共生サポーター配置以上の支援が難しく、国際交流協会のような組織にも相談する必要があるかと思われま。

他にございませんか。

委員

「22 関係機関等との連携の強化」について、「児童虐待」の文言の後に(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト)と追加した方が分かりやすいのではないでしょ

うか。

教育長 文言の追加について、事務局で協議したいと思います。  
他にございませんか。

各委員  
教育長 ありません。  
いただいたご意見につきまして、「太子の教育」の内容を大きく変更するわけではありませんが、各種事業への反映や、校園所長への報告という形で代えさせていただきます。

各委員  
教育長 それでは、議案第 15 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。  
管理課長 結構です。  
続いて、議案第 16 号について事務局より説明をお願いします。  
議案第 16 号「太子町立中学校部活動の地域移行（地域展開）に関する推進計画について」説明いたします。  
まず、部活動の地域移行期間について、当初、国は 3 年間で移行を進める見込みでしたが、地域ごとの実態の違い等により、一朝一夕に改革が進まなかったため、移行完了までの進行が緩やかになったという経緯があります。  
次に、地域移行の推進理由について、少子化に伴い、それぞれの学校で部活動を維持することが非常に困難になり、本町においても人数がそろわず大会に出場できないという事態が発生しています。  
こうした状況下で、教職員の働き方もふまえ、持続可能な活動の機会を確保するという観点から、部活動の地域移行が進められています。  
本町における部活動の地域移行について、現在、揖龍地区としてたつの市と同じような推進計画を定めております。  
こちらは、子どもたちの部活動での練習成果が、大会等で発揮されることを考慮した際、揖龍大会が最も基本的な単位となるため、太子町だけで地域移行を進めることはできません。  
また、令和 8 年の夏までは、現状の部活動を維持する方針を打ち出しているため、今の 1 年生が 3 年生に進級してから出場する夏の大会が、現状の部活動として最後の大会となる可能性があります。  
令和 7 年 4 月に入学する新 1 年生につきましては、途中から地域クラブに移行する可能性があり、入学説明会の際にも、部活動の地域移行について両校長先生からお話しいただいております。  
令和 8 年の夏頃から土・日の部活動を縮小し、受け入れ可能な競技を地域クラブに移行しながら、受け入れ団体がない競技については縮小を検討していく計画です。  
続いて、地域移行の課題について申し上げます。  
まず、指導者の確保が挙げられます。  
本町では、今年度から人材バンクを設置し、希望者に登録いただいております。  
現在、7 名の登録者があり、バレーボール 1 名、バスケットボール 3 名、バドミントン 2 名、ソフトボール 1 名となっております。  
また、バレーボールとソフトボールにつきましては、部活動指導員として既に活動し

ていただいております。

その他、練習場所の確保と管理をどのようにするか、保護者の負担をどれだけ廉価に抑えられるか、生徒の送迎等、様々な課題があります。

続いて、地域クラブの概要について、部活動の移行先となる地域クラブは、週 2 日の休みを取らなければならない等の中体連の規則にのっとった活動をするクラブです。

令和 7 年度から町教委が地域クラブの登録を認めていくこととなりますが、その特性上、施設の優先利用や減免措置の検討の必要性を考えております。

また、中体連の大会に出るためのハードルは、他の民間クラブに比べて下がります。詳細に関して検討中のものもありますが、こうした方向性で部活動の推進計画を立てている次第です。

最後に、来年度より、西中の男子バレーボール部、東中の女子ソフトボール部を拠点校方式といたします。

例えば、東中の生徒が西中の男子バレーボール部へ入部すること、西中の生徒が東中の女子ソフトボール部に入部することが可能となります。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 現在、人材バンクに登録している人数と競技について、詳細をお願いします。

管理課長 登録者は 7 名であり、バレーボールが 1 名、バスケットボールが 3 名、バドミントンが 2 名、ソフトボールが 1 名となります。

バレーボールの 1 名につきましては、部活動指導員として太子東中に入っております。

バスケットボールの 3 名につきましては、両中学校の顧問の先生が指導しているため、現時点で部活動指導員として入っていただく余地がない状況です。

バドミントンの 2 名につきましては、地域クラブを立ち上げる予定であり、バドミントンが中体連競技のため、地域クラブができた場合は、所定の申請を経て、中体連の大会に出ただけです。

ソフトボールの 1 名については、部活動指導員として太子東中に入っております。

教育長 他にございませんか。

委員 地域クラブに移行した際に、例えば勝利至上主義のような体制にならないよう、推進計画【概要版】の目的に、「部活動を通じて人格形成や社会性を養う」という文言を入れた方がよろしいのではないのでしょうか。

管理課長 地域クラブに移行しても、今までの部活動の姿勢は継承されなければならないため、文言の追加については、前向きに検討したいと思います。

教育長 他にございませんか。

委員 中体連の大会に出るためのハードルが下がるとのことですが、具体的な説明をお願いします。

管理課長 現在、民間のクラブが中体連の大会に出るためには、兵庫県中学校体育連盟に申請する必要があります。厳密な審査のもとに認められる必要があります。

しかし、自治体が認めたクラブは、自治体の審査を既に通過しているため、中体連への申請の審査が通りやすく、中体連に登録しやすいという意味でハードルが下がっていると見えると思います。

教育長

他にございませんか。

委員

来年度からバレーボール部に関して西中と東中で交流があるとのことでしたが、移動中に事故が発生した場合の保険等はどのようなのでしょうか。

管理課長

学校管理下のため、日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。

教育長

他にございませんか。

委員

地域クラブの財源確保について、町が負担する分とは別にクラブのスポンサーなどが考えられますが、そのための要綱などは整備されているのでしょうか。

管理課長

スポーツ庁からの補助を受ける準備を進めていますが、自主財源を確保する方法については課題となっています。

地域クラブが一定の社会的認知を受けるようになれば、スポンサーや寄付などの理解も進むかもしれませんが、現時点でスポンサーについてもらうことは難しいと思います。

また、中体連の大会等において、企業名が入ったユニフォームの着用が制限されている場合もあるため、そうした観点からも課題があるかと思います。

教育長

都市部では、企業にスポンサーになってもらう動きもありますが、本町における部活動の地域移行は始まったばかりであり、地域クラブができるかどうかの段階です。

また、地域クラブは企業の宣伝のために作られるわけではないため、仮に財源の確保をスポンサー等の外部に求めるのであれば、多くの議論を重ねる必要があります。

他にございませんか。

委員

勝利至上主義にならないようにというご意見が上がりましたが、地域クラブの確認書にその旨の詳細が記載されていました。

地域クラブは、前提として勝利至上主義にならないことを了承する必要があるということでしょうか。

管理課長

そのとおりです。

子どもや指導者が活動の中で勝利をめざすのは当然ですが、地域クラブは部活動と同じく教育の一環であるため、行き過ぎた勝利至上主義は防がなければならないと考えております。

教育長

他にございませんか。

委員

部活動の地域移行は管理課の担当となっておりますが、地域クラブに移行が完了してから新しく窓口を作る予定はないのでしょうか。

管理課長

部活動が学校体育の分野であるため、地域移行の推進に関して管理課が所管しておりますが、地域移行が完了し、完全に学校の手を離れた場合は、社会体育の分野になるかと思しますので、所管が他課へ移る可能性はございます。

スポーツ行政を一括して所管する課が担当することが望ましいですが、当面は管理課が窓口となります。

教育長

他にございませんか。

- 委員 部活動の今後について、多くの保護者が不安に感じております。  
中学校の入学説明会で校長先生が丁寧に説明してくださったおかげで安心もしましたが、保護者に対する丁寧な説明を引き続きお願いします。
- 管理課長 入学説明会で特に質問はなかったとお聞きしていますが、遠い先の話だと思っておられる可能性も考えられます。
- 教育長 指導者のいない部活が消えるのか心配している保護者の声が届いております。  
指導者が見つからなかったことを理由に、今まで一生懸命取り組んできた生徒に活動の中止を直ちに宣告するようなことは出来ないため、しばらくは複数の教員が分担する等の対応を検討しております。  
他にございませんか。
- 委員 教職員の兼職兼業について、兼業したいと考える先生や、そうでない先生もいらっしゃると思うので、過重労働にならないよう管理を徹底していただければと思います。
- 管理課長 兼職兼業については、届出をしていただく必要があります。  
教員の業務に追加する形となるため、兼職兼業がどこまで進むかは未知数です。  
勤務時間の関係上、平日にクラブ指導を担当するのは難しく、休日に担当するとなると、例えば、転勤した後はどうするのかという問題も出てきます。  
また、勤務校で指導することができるとは限らず、他所の学校へ行かなければならない場合は、移動の時間も含めて課題があるかと思えます。
- 教育長 他にございませんか。
- 委員 人材バンクに登録されているバスケットボールの指導者について、現時点では指導者として入っていただく余地がないとのことでしたが、詳しく説明をお願いします。  
また、登録されている方が地域クラブを立ち上げることは可能でしょうか。  
可能な場合、1つの競技に複数の地域クラブを立ち上げることは可能なのでしょうか。
- 管理課長 バスケットボールについては、部活動を担当されている先生が現時点では自分たちで指導する意思を示されているため、部活動指導員として登録されている方に依頼していない、ということです。  
また、人材バンクに登録されている方による地域クラブの立ち上げや、1競技に対して複数のクラブを立ち上げることは、両方とも可能です。
- 教育長 他にございませんか。
- 委員 部活動の縮小に伴って消えてしまった競技や、新しい競技の地域クラブを、生徒の意思で立ち上げるための指針はあるのでしょうか。
- 管理課長 部活動や地域クラブは原則として指導者が必要であるため、子どもだけで新しい活動団体を作ることはできません。  
地域クラブを立ち上げるのであれば、指導者となる大人を探し出す必要があります。
- 教育長 他にございませんか。
- 委員 地域クラブは日本スポーツ振興センターの保険が適用されるのでしょうか。
- 管理課長 適用されません。  
例えば、地域クラブで取りまとめを行い、兵庫県スポーツ協会事務局の中にあるスポーツ安全保険に入っていただく等が必要になります。

ケガ以外にも様々な事案が想定されるため、賠償責任保険等も加入していただく必要もあります。

教育長

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 16 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、議案第 17 号について事務局より説明をお願いします。

こどもがお課長

議案第 17 号「寄附の申出に対する採納の可否について」説明いたします。

4 人の申出人により届け出がありました。私からは 1 人目の申出について説明いたします。

寄附申出人はダイセル労働組合及びダイセル・セイフティ・システムズ労働組合で、子育て支援センターに次世代育成を目的として、掛け時計や玩具、ぬいぐるみの申出を受けております。

寄附申出額合計は、21,116 円です。

以上です。

管理課長

私からは、小中学校への寄附申出について説明します。

2 人目の寄附申出人は、石海小学校令和 6 年度卒業生保護者代表、名村香さんです。

寄附品は、テント 1 張と行事案内板 1 台で、合計 188,430 円です。

3 人目の寄附申出人は、太子西中学校令和 6 年度卒業生保護者代表、出田和子さんです。

寄附品は、体育館音響スピーカー 1 式で 172,260 円です。

4 人目の寄附申出人は、太子東中学校 PTA 会長、松田繁さんです。

寄附品は、折り畳みテント 1 張で 182,000 円です。

いずれも卒業記念品として申出があったものです。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 17 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育次長

議案第 18 号「太子町教育委員会行政組織規則の一部改正する規則の制定について」説明いたします。

2 月定例会で事前にお知らせしたとおり、令和 7 年 4 月から文化推進課の課としての位置づけを改め、文化会館を社会教育課の一部として再編することになりました。

これまでも、平成 29 年 4 月に文化推進課が社会教育課から切り離された当時には、文化芸術係と公民館事業などの生涯学習係を担っておりましたが、令和 4 年 4 月に社会教育課に生涯学習係、文化推進課に文化財係を入れ替える等の見直しを行っております。

今回改めて、業務の整理を行ったところ、図書館、歴史資料館については、体育館と同列の位置付けとしまして、それぞれに専門性をもって社会教育の一環として運営することで、文化会館につきましても、独自に専門性をもった運営ができるのではない

かと考え、行政改革推進本部会議にお諮りしまして、承認されたものでございます。それを受けまして、現行の太子町教育委員会行政組織規則を改正するものです。社会教育課を生涯学習係、人権教育係の 2 係体制から、文化芸術係及び文化財係を加えた 4 係体制とし、文化推進課が所管していた教育機関である文化会館、図書館、歴史資料館、民俗資料館も社会教育課の所管することとします。

以上です。

教育長  
各委員  
教育長  
各委員  
教育長  
教育次長

ご意見、ご質問等ございませんか。

ありません。

それでは、議案第 18 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、議案第 19 号について事務局より説明をお願いします。

議案第 19 号「太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。

議案第 18 号において、文化推進課の課としての位置づけを見直すことを承認いただきましたので、本件は文書取扱規程の「文化推進課長」の文言を「社会教育課長」に改めるものです。

また、文化会館から公文書を発出することに備えて、別表中の「文化推進課」を「文化会館」と改めます。

なお、今回の再編と直接関係ありませんが、斑鳩保育所をこどもえがお課の出先機関に置く方が管理・運営しやすいと考え、令和 6 年 6 月に追加改正を行い、教育委員会組織規則に盛り込んだ経緯がございますので、このたびの改正に併せて文書記号に斑鳩保育所の約字を加えたいと思います。

保育所から直接公文書が発出される機会は少ないですが、斑鳩保育所発出の公文書の右上には「太教保育第 1 号」といった文書記号を付すようにするものです。

訓令の施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

以上です。

教育長  
各委員  
教育長  
各委員  
教育長  
管理課長

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

それでは、議案第 19 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、議案第 20 号について説明をお願いします。

議案第 20 号「太子町教育委員会外部評価委員設置要綱の一部改正について」説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、太子町教育委員会が自らの権限に関する前年度の事務や執行状況の点検・評価を外部の評価委員に委ね、その結果を毎年 9 月町議会で報告するとともに、ホームページ等で外部に公表しております。

令和 7 年度に実施する令和 6 年度の事務事業点検・評価については、こどもえがお課もその対象に加わるため、外部評価委員の委嘱要件に「子ども・子育て支援に関し知

見を有する者」を加え、定数を4人から6人に改めます。

これにより、学校教育分野、子育て支援分野、社会教育分野でそれぞれ2名の委員を委嘱し、評価を受ける体制とするものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第20号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第21号について説明をお願いします。

こどもえお課長

議案第21号「太子町教育委員会補助金交付要綱の一部改正について」説明いたします。本件は、新たに2つの補助金を追加する改正となりますが、私からは、「保育協会研修事業費補助」について説明します。

この補助金は保育の質の向上を目的とし、町内認可保育施設7園で構成する太子町保育協会が実施する研修費用の一部、もしくは全額を助成するための補助金となっております。

行革推進本部会議の補助金見直しにより、この補助金が継続の方針となったことから、太子町各種団体等補助金交付要綱から、教育委員会の補助金交付要綱に移管するものです。

私からは以上です。

管理課長 続いて、「大阪・関西万博子ども招待プロジェクト参加補助」について説明します。

2月定例会で令和7年度予算案の説明を申し上げました通り、2025年大阪・関西万博が開催されるにあたり、万博招待プロジェクトに町内の小学校4年生から6年生と、中学生が参加予定です。

そのプロジェクトに要する経費、すなわち、学校と万博会場との往復に要する経費の一部を助成する補助金を新設するものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第21号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第22号議案について事務局より説明をお願いします。

なお、ここからは非公開議案とします。

管理課長 <議案第22号「区域外就学の承諾に関する専決処理について」説明>

教育長 続いて、議案第23号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第23号「区域外就学の承諾について」説明>

教育長 続いて、議案第24号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第24号「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」説明>

教育長 続いて、議案第25号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第25号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明>

教育長 続いて、議案第 26 号について事務局より説明をお願いします。  
管理課長 <議案第 26 号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明>

### ●その他

教育長 続いて、27 号議案から 29 号議案につきましては、人事等のため順番を入替え、先に、その他の報告をさせていただきます。  
教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、事務局から何か連絡事項はありますか。  
管理課長 管理課よりお配りの資料について 3 点説明いたします。  
1 点目は、本日お配りしております資料、【兵庫県太子町】「端末整備・更新計画」・「ネットワーク整備計画」・「公務 DX 計画」・「1 人 1 台端末の利活用に係る計画」についてです。  
1 人 1 台端末の更新に伴う、国の公立学校情報機器整備事業費補助金の活用にあたりまして、各種、計画の策定を行い公表する必要がありますが、現在ホームページで公表しているものが、当該資料になります。  
2 点目は、「各小・中学校の留守番電話による対応について」です。  
現在、小中学校で留守番電話による対応を行っておりますが、設定時間が午後 6 時 30 分からとなっております。  
しかし、各校によって「ノー残業デー」や「ノー会議デー」といった、午後 6 時 30 分より早い時間に退勤する日や、長期休業期間につきましては、事前に保護者にお知らせして、留守電設定の時間を早めている例もありました。  
本件について、校園所長会で校長先生方より設定時間を早められないか要望を受け、協議した結果、時間を 1 時間早く設定することに決まりました。  
本通知は、各学校に既に配布済みであり、早ければ保護者へ通知されております。  
4 月 1 日から学校開庁日については午後 5 時 30 分から留守番対応となり、閉庁日につきましては、終日となります。  
その他留意事項として、長期休業期間や「ノー残業デー」など、通知の対応によらない場合は、一斉配信メールや学校だよりにより、事前にお知らせいたします。  
また、中学校において、夏季の部活動等が延長される場合は、設定時間が 6 時以降となります。  
緊急を要する場合は、太子町役場や最寄りの医療機関、消防・救急、警察等へ連絡するようお願いし、役場に連絡をいただいた場合は、役場から学校長に連絡する旨を通知に記載しております。  
その他、学校の留守番電話には録音機能はない点や、3 月 25 日（火）発行の「広報たいし」4 月号にて地域の皆様にお知らせする点を保護者に周知しておりますので、ご承知おきください。  
3 点目は、係長から説明いたします。

管理課係長 <「太子町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」説明>  
 教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。  
 委員 【兵庫県太子町】端末整備・更新計画の⑧予備機整備率について説明をお願いします。  
 管理課長 端末の故障等に対応するために、予備機を持つことを国が許可しており、最大で児童・生徒数分 15%の補助が出るということで、今までの故障等の状況を鑑み、上限の 15%を計上させていただいている、という意味になります。

教育長 他にございませんか。  
 委員 同じく、【兵庫県太子町】端末整備・更新計画の②予備機を含む整備上限台数 3,214台から③整備台数 2,795 台を引いた数は 419 台となりますが、こちらは⑥予備機整備台数 406 台とは違うのでしょうか。  
 台数の意味について詳しく説明をお願いします。

管理課長 担当職員に確認いたしますので、後刻報告いたします。  
 教育長 他にございませんか。  
 委員 端末の処分について、処分事業者に委託とありますが、委託料が発生するのであれば、端末を各自で貰うというようなことはできないのでしょうか。

教育次長 端末の処分に委託料は発生いたしません。  
 処分も含めて共同調達の中に含まれております。

教育長 他にございませんか。  
 各委員 ありません。  
 教育長 他に事務局より連絡はありますか。

こどもえが係長 こどもえがお課より「子育て家庭ショートステイ事業実施要綱」の改正について説明いたします。  
 この事業は、保護者が様々な社会的理由により、児童を一時的に家庭で養育できない場合などに、児童を養護施設でお預かりする事業になります。  
 この度、この事業を拡充したいということで、実施要綱を改正したいと考えております。  
 具体的な変更箇所について、国の実施要綱に合わせて、要綱名「子育て家庭ショートステイ事業実施要綱」を「子育て短期支援事業実施要綱」に改定しております。  
 また、「第 5 条 入所の要件」について、同様に国の実施要綱に合わせる形で「児童自身が入所を希望する場合」といった意味の文言を追記し、母子だけでなく、父子の利用も考えられるため、「親子」と表記するようしております。  
 さらに、要綱名を改正したことに伴い、第 7 条、第 8 条、第 9 条第 2 項もそれぞれ改めております。  
 さらに、大きな変更点として、第 8 条の 2 として「児童等の移送」が追加されます。  
 児童の移送について、原則は申請者である保護者に送迎を行ってまいります。車を所有できない生活保護世帯や、児童自身の要望により施設を利用する場合に備えて、実施施設が送迎できるようにしております。  
 最後に、別表の利用者負担額について、移送の費用を付け加えております。  
 また、金額の改定を行っていますが、生活保護世帯は無料であり、非課税世帯には、

国が定める事業費の1割を、その他の世帯には、事業費の2分の1を負担していただく形で設定しております。

なお、非課税世帯のひとり親世帯や、児童自身が利用を希望する場合は、生活保護世帯と同様に無料分に含まれる旨を備考欄に記載しております。

以上です。

教育長           ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員           ありません。

教育長           他に連絡事項が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は4月11日（金）午後1時に開会いたします。

では、最後に27号議案から29号議案について説明しますので、事務局職員は教育次長、管理課長以外は退席してください。

—事務局職員退席—

教育長           議案第27号について事務局より説明をお願いします。

教育次長       <議案第27号「教育委員会管理職人事について」説明>

教育長           続いて、議案第28号について事務局より説明をお願いします。

管理課長       <議案第28号「公立学校教職員の人事内申について」説明>

教育長           続いて、議案第29号について事務局より説明をお願いします。

管理課長       <議案第29号「県費負担教職員の懲戒の内申について【当日追加提案】」説明>

教育長           それではこれもちまして3月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和7年3月19日 午後4時00分閉議